

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月20日(月)午後1時03分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	

4. 会議録署名委員

1番	村	田	正	己
2番	山	口	吉	広

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	中 村 秀 夫
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

議案第1号	久御山町農業委員会会長の互選について
議案第2号	久御山町農業委員会会長職務代理者の互選について
議案第3号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第4号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第5号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第6号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第7号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第8号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について

7. 会議の経過

(事務局長)

定時の1時を少し回りまして申し訳ございません。それでは、本日はご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から次第1久御山町農業委員会委員任命書交付式を始めさせていただきます。

それでは、各委員の皆さま方に、信貴町長から「任命書」と「身分証」を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でお受け取りください。

～ 各委員に町長から手渡し ～

(事務局長)

任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から久御山町農業委員会臨時総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、信貴町長からご挨拶を申しあげます。

(町長)

～ あいさつ ～

(事務局長)

ありがとうございました。
信貴町長はこの後、公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(町長)

勝手を申しますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

～ 町長 退席 ～

(事務局長)

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(事務局長)

まず最初に本日の次第、続きまして議案書、参考資料としまして法令集、農業委員会委員名簿、そして農業委員会手帳となっております。机の上に置かせていただいております茶色い封筒の中は、次の全員協議会の資料となっておりますので、後ほどまた、使わせていただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、令和2年久御山町農業委員会臨時総会に入らせていただきます。

本日は、最初の総会でありますので、新しい会長が選出されるまでの間、久御山町農業委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、本日出席いただいております委員の中から、一番年長の辻村委員を臨時会長に指名をさせていただきます。

辻村委員、よろしく願いいたします。臨時会長席のほうへ移動をよろしく願いいたします。

(臨時会長)

規定に基づき、指名を受けました辻村でございます。新しい会長が選出されるまでの間、臨時会長の職責を努めさせていただきたいと思っておりますので、委員各位のご協力をよろしく願いいたします。それでは座らせていただきます。

それでは、令和2年久御山町農業委員会臨時総会を開会します。

まず、最初に委員の仮議席の指定を行います。議席の指定は、久御山町農業委員会会議規則第6条の規定により「議席は会長が定める」となっておりますので発表します。委員の仮議席ですが、今のお座りいただいている席を仮議席とさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

なお、本日の総会の議事録署名委員については、これから行う会長互選を行ってから、新会長が指名することとします。

(臨時会長) それでは、議事に入ります。議案第1号久御山町農業委員会会長の互選についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

(事務局) 議案第1号につきましては議案書1ページをご覧ください。こちらは農業委員会等に関する法律第5条第2項及び久御山町農業委員会規程第2条第1項の規定によりまして、会長は委員が互選した者をもって充てるということになっております。会長につきましては、委員の任期でもございます令和2年7月20日から令和5年7月19日となっております。

それでは、臨時会長よろしくお願いいたします。

(臨時会長) 議案第1号の説明が終わりました。会長選出については、慣例に従い、選考委員による方法での選出をしたいと思いますがいかがでしょうか。お諮りいたします。

～ 異議なしの声 ～

(臨時会長) ありがとうございます。ただいま、異議なしの声をいただきましたので、それでは、選考委員会を設けて選考を行いたいと思います。

なお、選考委員の人数は6名とし、委員のご経験のある方から、私が指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。お諮りいたします。

～ 異議なしの声 ～

(臨時会長) ありがとうございます。それでは、選考委員の6名を指名いたします。お名前をお呼びいたします。1番村田委員、4番上田幸子委員、7番田中委員、8番内田委員、11番南委員、13番林委員、以上の6名を選考委員に指名いたします。

(臨時会長) 選考委員は別室にお集まりください。
なお、選考委員会を開催の間、暫時休憩といたします。

(事務局長) すみません。休憩時間を利用いたしまして、新委員の方が定例総会や現地調査の時に着用していただきます作業服の採寸をお願いしたいと思います。

(午後 1 時 2 5 分 休憩)

(午後 1 時 3 2 分 会議再開)

(臨時会長) それでは、ただいまから総会を再開いたします。選考委員を代表して、林委員から結果を報告願います。

(林勉委員) それでは、選考委員会のご報告をさせていただきます。ただ今、6名によりまして慎重に審議を行いました。前・田中会長を引き続き今回も会長にということで選考いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

(臨時会長) それでは、ただいまご報告のありましたとおり、久御山町農業委員会会長を田中壽嗣氏にお願いすることについて、異議ありませんか。

～ 異議なしの声 ～

(臨時会長) 全員異議なしと認めます。よって、久御山町農業委員会会長に田中壽嗣氏が決定承認されました。それでは、田中壽嗣会長から就任のごあいさつをいただきたく存じます。よろしく申し上げます。

(会長) ～ 就任のあいさつ ～

(臨時会長)

それでは、新しい会長が選ばれましたので、臨時会長としての職責を終了させていただきたいと思えます。

各委員のご協力に対し感謝いたしまして降壇のあいさついたします。どうもありがとうございました。

～ 臨時会長降壇、新会長壇上 ～

(事務局長)

辻村臨時会長、ありがとうございました。

田中会長の席の移動をよろしくお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、田中会長にお願いいたします。

(会長)

それでは、お手元の資料に基づきまして順次、会議のほうを進めてまいりたいというふうに思います。それではまず、現在、先ほどございましたように、皆さま方の今、お座りの席は仮議席となっておりますので、まず始めに委員の議席の指定を行いたいと思えます。

議席の指定は、久御山町農業委員会会議規則第6条の規定により「議席は会長が定める」となっておりますので、今、お座りいただいている席を議席とさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから次に、本日の総会の議事録署名委員を指名をいたします。署名につきましては久御山町農業委員会会議規則第22条第2項により、会長及び会長が指名した2人の出席委員が署名押印しなければならないとありますので、順番ということで、まず1番村田委員、それから2番山口委員を指名をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。なお、議事録につきましては、事務局が作成いたしますので、皆さま方

(会長)

確認の上、署名押印をお願いいたします。

それでは、次に、議案第2号久御山町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第2号につきましては議案書2ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第5条第5項及び久御山町農業委員会規程第3条の規定によりまして、会長が欠けたとき又は事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理するという事になっております。なお、本案件につきましては、当該、代理する者をあらかじめ互選して、決定しておくこと、そういうふうなものでございます。任期につきましては、委員の任期であります令和2年7月20日から令和5年7月19日となっております。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号の説明が終わりました。会長職務代理者の選出につきましては、これまでと同じく慣例に従いまして、先ほどの会長選出と同じく選考委員会を設けたいと思います。

選考委員につきましても議案第1号での選考委員6名が引き続き行うこととしてはどうかと思います。皆さん、ご異議ございませんか。よろしいか。

～ 異議なしの声 ～

(会長)

はい、異議なしの声をいただきました。それでは、1番村田委員、4番上田幸子委員、7番の私ですね、それから8番内田委員、11番南委員、13番林委員、以上の6名を選考委員に指名をいたします。選考委員につきましては先ほどと同じく別室にご参集をいただきたいと思っております。

(会長) なお、選考委員会の開催の間、暫時休憩といたします。よろしく願いをいたします。

(午後 1 時 4 0 分 休憩)

(午後 1 時 4 8 分 会議再開)

(会長) それでは、ただ今から総会を再開をいたします。まず、選考委員を代表していただき、引き続きまして林委員から結果の報告をお願いいたします。

(林勉委員) それでは引き続きまして、私のほうから報告させていただきます。久御山町農業委員会会長職務代理者に内田裕夫さんを選考いたしましたので、ご報告いたします。委員のメンバーにしても、農地にしても、御牧地区が多いということで、会長、職務代理者共、御牧地区ということにさせていただきました。以上です。

(会長) ご苦労様でした。それではただ今、報告のありましたとおり、久御山町農業委員会会長職務代理者を内田裕夫さんをお願いすることについて、異議ございませんか。よろしいですか。

～ 異議なしの声 ～

(会長) 異議なしの声をいただきまして、全員異議がないものと認めます。よって、久御山町農業委員会会長職務代理者に内田裕夫氏が決定承認されました。それでは、内田職務代理者から就任のごあいさつをお願いいたします。よろしく願いいたします。

(職務代理者) ～ 就任のあいさつ ～

(会長)

はい、ご苦労様です。向こう3年間、よろしく願いをいたします。

それでは、職務代理者が決定をいたしましたので、私の横の席のほうに変更を求めます。議席の指定は久御山町農業委員会会議規則第6条の規定により「議席は会長が定める」となっておりますので、対象の委員の移動をよろしく願いをいたします。

～対象委員席移動～

(会長)

それでは、これから皆さん方に審議をしていただく議案第3号から議案第8号まで、久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを、関連する内容ですので、一括議題とさせていただきます。それでは事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第3号から第8号の案件であります農地利用最適化推進委員につきましましては、農業委員会が委嘱することとなっておりますところでございます。主に合議体として意思決定を行います農業委員とは別に、担当区域における農地利用の最適化の推進のための現地活動を行うこととなっております。ただし、本町におきましては、推進委員の定数が6名となっておりますことから、推進委員のみで現地活動を行うことは困難でありますので、農業委員の皆さまと推進委員の皆さまが共に、総会への出席や農地パトロール等の現場活動を同じように実施していただくということになっておるところでございます。

農業委員の皆さまの採決におきましては、推進委員の方々のご意見を十分に考慮した上で採決を行っていただきたいと考えておるところでございます。

また、推進委員の担当地区につきましましては、町内を第1区、第2区、第3区と3つの地区に分けて設定し

(事務局)

ております。それぞれ2人ずつ合計6名を委嘱いたします。なお、任期は農業委員と同様に令和2年7月20日から令和5年7月19日となっておりますのでございます。

それでは、1人目の推進委員でございます。議案第3号につきましては議案書3ページをご覧ください。藤和田の井上文彦様におかれましては、担当地区はこちらの3ページにございますように第1区となっておりますのでございます。第1区につきましては大橋辺、北川顔、藤和田、島田、坊之池、中島が担当となっております。なお、主な経歴につきましては、次のページ、議案書4ページをご覧ください。議案書4ページに記載のとおりとなっておりますのでございます。

続きまして、議案第4号につきましては議案書5ページをご覧ください。2人目の推進委員、中島の神原均様におかれましては、担当地区は同じく第1区となっております。なお、主な経歴につきましては、こちらは議案書6ページをご覧ください。記載のとおりとなっておりますのでございます。

続きまして、議案第5号につきましては議案書7ページをご覧ください。3人目の推進委員の東一口の内田孝司様におかれましては、担当地区は第2区となっております。第2区につきましては西一口、東一口、相島、森、野村が担当となります。なお、主な経歴につきましては、議案書次のページ、8ページをご覧ください。記載のとおりでございます。

続きまして、議案第6号につきましては議案書9ページをご覧ください。4人目の推進委員でございます野村の川嶋久治様におかれましては、担当地区は同じく第2区となります。なお、主な経歴につきましては、次の議案書10ページに記載のとおりでございます。

(事務局)

続いて、議案第7号につきましては議案書11ページをご覧ください。こちらは5人目の推進委員となります。こちらは佐古の吉田武様におかれましては、担当地区は第3区となりまして、第3区は佐山、佐古、林、市田、田井、下津屋、栄が担当となります。なお、主な経歴につきましては、議案書次のページ、12ページに記載のとおりでございます。

続いて、議案第8号につきましては議案書13ページをご覧ください。6人目の推進委員につきましては田井の林吉一様になります。担当地区は同じく第3区となっておりまして、主な経歴につきましては議案書、次の14ページに記載のとおりでございます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号から第8号までの説明が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

何かあれば、ちょうだいをいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号から議案第8号までの可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしましたので、当該6名を久御山町農地利用最適化推進委員に委嘱することとし、委嘱書の交付を行いたいと思います。

続きまして、議事5号その他について、事務局から何かありますか。あれば。

(事務局長)

ありがとうございました。この後、休憩をはさみまして、審議が少しスムーズに運んでいただいたことに

(事務局長)

もよるんですけど、午後3時から農地利用最適化推進委員の委嘱書の交付式の開催を予定しております。

また、引き続き全員協議会も行いたいと思いますので、皆さま方の出席をよろしくお願いしたいと思っております。

(会長)

皆さん方のご協力をもちましてですね、スムーズな運びとなりました。1時間ほどで終わりました。

それでは、これをもちまして、久御山町農業委員会臨時総会の閉会をいたしたいと思います。

午後1時58分 終了
